

○八百津町個人情報保護条例

平成15年12月25日

条例第14号

改正 平成17年3月28日条例第3号

平成27年10月2日条例第21号

平成28年3月30日条例第2号

平成29年3月30日条例第2号

平成30年3月27日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条—第11条）
- 第3章 個人情報の開示等（第12条—第26条）
- 第4章 救済措置等（第26条の2—第29条）
- 第5章 情報公開及び個人情報保護審査会（第30条・第31条）
- 第6章 雑則（第32条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって町政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、

又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同じ）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 公文書 八百津町情報公開条例（平成17年八百津町条例第3号）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (9) 本人 個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、同項の登録をすることができる。

4 実施機関は、前2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、第2項及び第3項の規定による登録をしたとき又は前項の規定による登録

の抹消をしたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 6 第1項から第3項までの規定は、本町の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福祉厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。
(特定個人情報保護評価)

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接に収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- 3 法令等の規定による申請、届出その他これらに類する行為（以下「申請等」という。）により、申請等を行おうとする者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報の収集について、本人の同意があったものとみなす。

- 4 実施機関は、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報に限る。）を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用又は外部提供する場合で、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号から第6号の規定に該当して目的外利用又は外部提供をした場合で、必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等又は機関に限るものとする。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるときは、電子計算組織の結合により個人情報を提供することができる。提供している内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲において、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盗用の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全保護措置」という。)を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるもの又は審査会が保存の必要があると認めるものについては、この限りではない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、安全保護措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、個人情報取扱事務(第6条第6項に規定する事務を除

く。)に係る公文書に記録されている自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第19条までにおいて同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

3 死者に関する個人情報については、前2項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第1項に規定する開示請求をすることができる。ただし、当該死者の個人情報に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)が含まれる場合にあっては、この限りでない。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人若しくは前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であることを証明するために必要な書類として、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が記録されているときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定又は国の機関の指示により、開示することができないとされているも

の

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの

(4) 個人の評価、判定、選考、指導、診断等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

(6) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との適正な

協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

(7) 町の機関内部又は町と国等の機関が行う事務事業について、その意識形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの

(8) 町が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する個人情報について、時間の経過により当該情報の開示を拒否する理由がなくなった場合は、当該情報を開示しなければならない。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開

示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）にしなければならない。ただし、第13条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該開示請求があった日から起算して40日（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、60日）を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、町及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、開示決定等をするに当たり、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により、個人情報の開示をする旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。

2 前項の個人情報の開示の実施は、第17条第1項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は個人情報の開示をすることにより、当該個人情報が記録された公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第15条の規定による部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該個人情報を複写したものにより開示をすることができる。

3 第13条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(開示請求の特例)

第20条 実施機関が、あらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第17条、第18条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により、当該請求者に係る個人情報を直ちに開示するものとする。

(訂正請求)

第21条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条及び第23条において同じ。）に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。

（訂正請求の手続）

第22条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示しなければならない。

（訂正請求に対する決定）

第23条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内に訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第13条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から60日以内に限り、その期日を延長することができる。この場合において、第18条第2項後段の規定を準用する。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報について、訂正決定等をしたときは、速やかに当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求に係る個人情報について、訂正請求拒否の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第23条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（削除請求）

第24条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。次条において同じ。）について、第7条の規定に違反して収集されたものであると認めるときは、実施機関に対し、その削除を請求（以下「削除請求」という。）することができる。

（目的外利用等中止請求）

第25条 何人も、実施機関が保有している個人情報について、第8条の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の利用又は提供の中止を請求（以下「目的外利用等中止請求」という。）することができる。

（利用停止請求）

第25条の2 何人も、実施機関が保有している特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

（準用）

第26条 第12条第2項、第3項及び第13条第3項の規定は、第21条の訂正請求をする者、第24条の削除請求をする者、第25条の目的外利用等中止請求をする者及び前条の規定による利用の停止、消去又は提供の中止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をする者について準用する。

2 第22条第1項の規定は、第24条の削除請求の方法、第25条の目的外利用等中止請求の方法及び前条の利用停止請求の方法について準用する。

3 第23条の規定は、第24条の削除請求に対する決定、第25条の目的外利用等中止請求に対する決定及び前条の利用停止請求に対する決定について準用する。

第4章 救済措置等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の2 開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等中止請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第27条 実施機関は、開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等中止請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該公文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用又は提供の中止をすることとする場合
- (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(是正の申出)

第28条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出し

なければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 個人情報特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、是正の申出をした者に対し、速やかに、当該是正の申出に対する処理の内容を書面により通知しなければならない。

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5章 情報公開及び個人情報保護審査会

(八百津町情報公開及び個人情報保護審査会)

第30条 第6条の2の規定により意見を述べ、又はこの条例によりその権限に属することとされた事項を行うため、八百津町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、この条例の運用に関する事項について調査審議するとともに、個人情報保護制度のあり方について実施機関に建議することができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の保護に関する学識経験のある者その他特定個人情報保護委員会が定める指針に照らして適当と認められる者のうちから町長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限等)

第31条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった第27条第1項の決定に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条において同じ。）が記録された公文書の提示その他必要な書類の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項の定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係人に対して、資料の提出、意見の陳述、説明等を求め、その他必要な調査をすることができる。
- 4 審査会の調査審議の手続は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

第6章 雑則

(費用負担)

第32条 この条例の規定による個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己に関する個人情報の写しの交付を受ける者は、当該自己に関する個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第33条 この条例は、他の法令等の規定により、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が記録された公文書の閲覧、縦覧、写しの交付又は記録の削除に関する手続が定められている場合については、適用しない。

- 2 この条例は、他の法令等の規定により、個人情報（特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）が記録された公文書の記載の訂正又は利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続が定められている場合については、適用しない。

- 3 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存管理している個人情報については、適用しない。

(出資法人等への要望)

第34条 町が出資その他財政支出等を行う法人又は公共的団体は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護に関する町の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

(運用状況の公表)

第35条 町長は、毎年度1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(八百津町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 八百津町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成6年条例第17号)は、
廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用及び提供並びに個人情報に係る通信回線による電子計算機の結合は、この条例の相当規定の手続を経て行われたものとみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

附 則(平成17年3月28日条例第3号抄)

- 1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成17年4月1日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 平成17年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、当該公文書開示に努めるものとする。
- 4 第19条第5項の規定にかかわらず、委員の最初の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

附 則(平成27年10月2日条例第21号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の次に1条を加える改正規定及び第30条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第23条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成28年3月30日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)

から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日条例第2号）

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の八百津町個人情報保護条例（以下「改正後条例」という。）第2条第6号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、八百津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年八百津町条例第1号）の施行後遅滞なく」とする。